

平成22年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成22年6月10日（木曜日）午前9時35分開会

定例議会の告示

八千代町告示第66号

平成22年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月4日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成22年6月10日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（4番）	生井 和巳君	副議長（2番）	上野 政男君
1番	大久保弘子君	3番	中山 勝三君
5番	相沢 政信君	6番	大久保 武君
7番	水垣 正弘君	8番	矢中 召二君
10番	稲葉 常美君	11番	小竹 徳市君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

9番 小島 由久君

---

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	澤木 薫君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	渡辺 常雄君

秘書課長	生井 光男君	総務課長	稲村 信義君
企画財政課長	風見 好信君	税務課長	青木 良夫君
町民課長	浜名 進君	福祉保健課長	関 好太郎君
生活環境課長	飯島 正男君	産業振興課長	瀬崎 始君
都市建設課長	飯島 英男君	上下水道課長	生井 勝巳君
農業委員会 事務局長	水垣 進君	教育次長兼 学校教育課長	斉藤 実君
公民館長兼 生涯学習課長	上野 林作君	給食センター 所 長	荒井 健雄君
総務課参事	水書 正義君	企画財政課長 補佐兼 財政係長	鈴木 忠君

議会事務局の出席者

議会事務局長	猪瀬 誠	係 長	小林 由実
主 幹	岩坂 信幸		

議長（生井和巳君） 公私ともご多用のところご参集をくださりまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、荒井健雄さんが給食センター所長に、宮本衛さんが生活環境課参事に、高橋秀子さんが町民課参事に、秋葉三佐男さんが産業振興課参事にそれぞれ昇格されましたので、ご紹介いたします。

初めに、給食センター所長、荒井健雄さんをご紹介いたします。

荒井健雄さん、登壇願います。

（給食センター所長 荒井健雄君登壇）

給食センター所長（荒井健雄君） おはようございます。ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして、学校給食センター所長を拝命いたしました荒井健雄です。出身行政区は兵庫沼端になります。

微力ではございますが、与えられた職務を全うしていきたいと思っておりますので、議員各位のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（生井和巳君） 次に、生活環境課参事、宮本衛さんをご紹介します。

宮本衛さん、登壇願います。

（生活環境課参事 宮本 衛君登壇）

生活環境課参事（宮本 衛君） ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る4月1日付で生活環境課参事を拝命いたしました宮本衛と申します。議員の皆様により一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（生井和巳君） 次に、町民課参事、高橋秀子さんをご紹介します。

高橋秀子さん、登壇願います。

（町民課参事 高橋秀子君登壇）

町民課参事（高橋秀子君） ただいま議長さんの許可をいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

去る4月1日付の人事異動によりまして、町民課参事を拝命いたしました高橋秀子でございます。沼森行政区から勤務しております。与えられました職務を精いっぱい遂行してまいりたいと思いますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（生井和巳君） 次に、産業振興課参事、秋葉三佐男さんをご紹介します。

秋葉三佐男さん、登壇願います。

（産業振興課参事 秋葉三佐男君登壇）

産業振興課参事（秋葉三佐男君） ただいま議長さんから許可をいただきましたので、あいさつをさせていただきます。

私は、去る4月1日付の人事異動によりまして産業振興課参事を拝命いたしました秋葉三佐男でございます。安静は神山行政区から勤務いたしております。

今後とも、町政発展のため一生懸命頑張つてまいりますので、議員の皆様方により一層のご指導をよろしくお願ひ申し上げます。どうもありがとうございました。

議長（生井和巳君） 皆さん、これからもより一層、住民サービス向上のために頑張つてください。

参事の皆さんは退場願います。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

## 議 事 日 程 (第1号)

平成22年6月10日(木) 午前9時開議

### 開 会

#### 議事日程報告

#### 諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成22年度事業計画及び平成21年度決算に関する報告について

報告第2号 平成21年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成21年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成21年度八千代町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第4 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

日程第6 議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第8 議案第5号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 平成22年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 休会の件
- 

#### 諸般の報告

議長（生井和巳君） 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告いたします。

---

#### 行政諸般の報告

議長（生井和巳君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可いたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成22年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

最初に、八千代町消防団幹部団員の異動についてご報告申し上げます。平成22年4月1日付で八千代町消防団幹部団員の異動がありましたので、別紙の名簿のとおりご報告申し上げます。

次に、八千代町次世代育成支援対策行動計画後期計画書の策定についてご報告申し上げ

げます。平成17年3月に「八千代町次世代育成支援対策行動計画前期計画」を策定し、「豊かな地域 育む親と子」をメインテーマに掲げて子育てを支援する地域づくりを推進してまいりました。そして、引き続き、「次世代育成支援対策法」に基づき、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画ということで、「後期行動計画」を本年3月に策定することができたので、ご報告申し上げます。

策定に当たりましては、平成20年度に住民にアンケート調査を行い、八千代町次世代育成支援対策行動計画策定委員会を開催し、進めてまいりました。また、町の上位計画である第4次総合計画や母子保健計画等との整合性を考慮した中で、少子化対策や子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針として策定したものであります。

今後は、本計画の具現化に努め、全町一体となった中で推進していきたいと思っておりますので、詳細につきましては、さきに配付いたしました「八千代町次世代育成支援対策行動計画書」をご覧ください、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、子ども手当についてご報告申し上げます。子ども手当につきましては、現在新規の申請を受け付けているところではありますが、5月21日までに申請された方234人につきましては6月10日に支給されます。率にしますと、81.5%の申請状況であります。また、9月末日までに申請された方々につきましては、4月分よりさかのぼって順次支給されますが、10月以降になりますと申請日の翌月分からの支給となります。なお、現在の子ども手当の該当者総数は2,031人であります。

次に、保留地の公売についてご報告申し上げます。保留地公売につきましては、広報紙、町ホームページ、のぼり旗等により保留地21区画地の公売を実施いたしております。その結果、1人の方から申し込みがあり、1区画が決まりました。公売面積は207.41平方メートル、金額で665万7,861円です。保留地購入者は町外の方であります。今後とも、保留地の公売を積極的に実施して区画整理事業を進めてまいりますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項につきましてご報告申し上げますが、議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げます、報告を終わります。

議長（生井和巳君） 以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（生井和巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、6番、大久保武議員、7番、水垣正弘議員、以上2名を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（生井和巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

水垣議会運営委員長。

（議会運営委員長 水垣正弘君登壇）

議会運営委員長（水垣正弘君） ただいま議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告を申し上げます。

去る5月31日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成22年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から15日までの6日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第でございます。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（生井和巳君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成22年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より15日までの6日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より15日までの6日間とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より15日までの6日間とすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成22年度事業計画及び平成21年度決算に関する報告について

報告第2号 平成21年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の

報告について

報告第3号 平成21年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 平成21年度八千代町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

議長（生井和巳君） 日程第3、報告第1号 八千代町土地開発公社平成22年度事業計画及び平成21年度決算に関する報告について、報告第2号 平成21年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成21年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成21年度八千代町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について提出されておりますので、ご覧おきます。

---

日程第4 議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第4、議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢にかんがみ、地方税法の一部を改正する法律が平成22年3月24日に可決され、平成22年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、町民税に関しては、地方税法で扶養控除の見直しが行われ、16歳未満の年少扶養控除等が廃止され、平成24年度分の住民税から適用されることになりました。それに伴いまして、住民税の扶養親族情報収集のための申告書の提出規定が創設され、給与所得者及び年金受給者は支払い者を經由して提出することになります。また、65歳未満の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法が改正され、年金所

得と給与所得を合算し、給与から特別徴収することになりました。

次に、固定資産税にかかわる改正についてご説明いたします。まず、条例第54条第6項中から「地方開発事業団」を削る改正でございますが、地方自治法の一部改正により、同法第1条の3で規定されております特別地方公共団体のうち「地方開発事業団」が廃止されたため、用語を削除するものであります。

また、条例第54条第7項中で引用する地方税法施行規則「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める改正でございますが、これは地方税法施行規則の改正により、同規則10条の2の10が1条繰り下がったことにより引用条項の整理を行うものであります。

次に、たばこ税に係る改正であります。本年10月1日から、旧3級品を除く製造たばこ1,000本につき、現行3,298円から4,618円へ1,320円の引き上げ、また旧3級品につきましては、現行1,564円から2,190円へ626円の引き上げとなるものであります。なお、旧3級品とは、ゴールデンバット、わかば、エコー、しんせい、ウルマ、バイオレットの6銘柄をいいます。

専決処分の事由としましては、施行日が平成22年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大久保弘子議員。

1番（大久保弘子君） 先ほどの町長の説明の中で、年少扶養控除がなくなる、廃止されるということですが、何歳から何歳までということになるのでしょうか。

それから、給与所得、年金所得以外の所得の場合、営業など、所得税、町民税に関していつごろから施行されるのかお聞きいたします。

もう一つですが、租税特別措置法によって、非課税口座内上場株式等の譲渡に関してというところがあります。3ページから4ページにかけてですが、非課税口座内ということですが、これは100万円ずつ3口座までは町民税が非課税になる、合計300万円までは非課税になるということよろしいのでしょうか。

議長（生井和巳君） 税務課長。

（税務課長 青木良夫君登壇）

税務課長（青木良夫君） 1 番、大久保議員の質問にお答えいたします。

3 点ございますけれども、まず第 1 点の年少扶養控除に関してでございますけれども、年少扶養控除の年齢につきましてはゼロ歳から16歳未満ということで、先ほど町長の諸般事項の報告でありましたけれども、子ども手当関係で今年から月 1 万3,000円支給されますけれども、その関係で、国の考えとしましては、所得控除から、手当の支給というような観点から、手当を支給するために所得控除を廃止すると、ただ、その廃止につきましては平成23年分の所得から対象になります。ですので、今回、平成22年中に支給されます子ども手当の分については、支給されても扶養控除の対象にはなるということでございます。

それから、第 2 点目の給与所得者あるいは年金所得者以外の自営業者等についてはどういう方法かということでございますけれども、基本的には、給与、年金所得に関しては給与支払い報告書あるいは年金の支払い報告書が市町村のほうへ支払い者から来ますので、そこに記載されている扶養情報ですか、わかるのですけれども、自営業とかの対象者につきましては支払い報告書はございませんので、その方につきましては国税の確定申告書あるいは町民税の申告書の中へその情報を織り込むような形になるかと思いません。

それから、第 3 点目でございますけれども、租税特別措置法関係の非課税口座関係でございますけれども、この制度につきましては今回新たに創設される制度でございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、1 人につき 3 口座、1 口座100万円ずつで、1 年間に100万円の口座を 1 口座、2 年目にプラス 1、3 年目にプラス 1 ということで、最大で 3 口座まで開設できます。その開かれた 3 口座に関しまして、100万円の投資額の枠内で得られます上場株等の配当所得あるいは譲渡所得に関しては非課税扱いにすると、開設から10年間の期間限定でございます。

これらにつきましては、平成20年のやはり条例改正の中で上場株式等の改正がございました。それにつきましては、租税特別措置法関係で、本来ですと住民税 5 %、所得税が15%の20%、本則課税でございますけれども、3 年間ににつきましては軽減、特例ということで税率が軽減されてございます。それが平成24年分から本則課税になるというような観点もございまして、一般の低所得者が株式や、金融の中に織り込めるというか、経済活性化になるような形でこの制度が創設されたわけでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（生井和巳君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、大久保弘子議員。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 議案第 1 号の八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることなのですけれども、これについて討論をさせていただきたいと思えます。

1 つは、子ども手当を支給するかわりに扶養控除、1 人38万円をなくすための申請についての内容となっており、扶養控除が来年の申請から町民税、所得税に関してなくなるということなので、町民税が増税になる家庭も出てくるということだと思います。これでは子育て支援にはならないと思います。

また、非課税口座内上場株式等の譲渡に関する特例についてですが、租税特別措置法によって、庶民には重税を課しながら、金持ちには税金をおまけしてやるという悪法の押しつけにすぎないものです。

以上の理由で、議案第 1 号、八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項について承認ができませんので、反対をいたします。

議長（生井和巳君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は、起立により行います。

これから議案第 1 号を採決いたします。

議案第 1 号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（生井和巳君） 起立多数です。

よって、議案第 1 号 八千代町税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を

求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決  
処分事項の承認を求めることについて

議長（生井和巳君） 日程第5、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。条例第2条第2項、第3項及び第23条第1項につきましては、厳しい経済情勢が続く中、中間所得者層の負担に配慮し、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「47万円」から「50万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「12万円」から「13万円」に引き上げるものであります。

条例第23条第1項第1号から第3号につきましては、国民健康保険税を減額賦課する際、賦課総額に占める応益割合にかかわらず、応益割の7割、5割、2割軽減が可能となり、町として、現行の6割、4割軽減を7割、5割、2割軽減に改め、低所得世帯への国民健康保険税の軽減を図るためのものです。これにより、6割軽減世帯は7割軽減に、4割軽減世帯は5割軽減に軽減割合がふえ、新たに2割軽減世帯が拡充されることとなります。なお、この軽減による減収分の4分の3は基盤安定制度により県が補填し、4分の1を町が負担するものであります。

条例第23条の2及び第24の2につきましては、倒産や解雇等により急に職を失った者について、国民健康保険税が前年所得に基づき賦課されるために負担が過重となる場合があることから、失業からおおむね2年間、前年の給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定することにより負担軽減を図るための特例措置の創設によるものであります。

す。なお、この軽減による減収分の4分の3は保険基盤安定制度により国、県が補填し、4分の1を町が負担し、不足分は特別調整交付金で補填されます。

附則第2項につきましては、引用条項の整理によるものであります。

附則第7項につきましては、用語の変更によるものであります。

附則第13項及び第14項につきましては、租税条約等実施特例法の改正に伴う文言の整理であり、平成22年6月1日からの施行となります。

専決処分の事由といたしましては、施行期日が平成22年4月1日となるため、3月31日で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大久保弘子議員。

1番（大久保弘子君） 特定受給資格者及び特定理由資格者について、およそ何年間ぐらい対象になりますか。

議長（生井和巳君） 税務課長。

（税務課長 青木良夫君登壇）

税務課長（青木良夫君） 1番、大久保議員の質問にお答えしたいと思います。

特定受給資格が何名ということですか、何年ということですか。

（「何年」と呼ぶ者あり）

税務課長（青木良夫君） 特定受給資格者、いわゆる非自発的失業者の件かと思うのですけれども、については、今回、平成21年に例えばリストラに遭ったとか会社が倒産したという方につきまして、雇用保険の離職の理由が何点かありますけれども、その中で、そういった離職の理由といたしましては、リストラとか失業だったり、その項目に該当する方が町へ申請した場合、2年間について、あくまでも給与所得だけでございますので、例えば農業所得と合算になる場合は給与所得の部分だけで3割に見るという形で健康保険税のほうを軽減するというような形になってございます。

以上でございます。

議長（生井和巳君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番、大久保弘子議員。

（1 番 大久保弘子君登壇）

1 番（大久保弘子君） 議案第 2 号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてですけれども、非自発的失業者についての救済措置や国保税の応益割の法定減額について、その要件が撤廃され、応能割、応益割の比率に関係なく、7 割、5 割、2 割の減額を行うことが可能となったことについては、生活が困窮している、困難な人を救済する措置としては当然のことだと思います。

しかし、一方、自己負担、最高限度額が現行の59万円から63万円、介護保険も入れますと73万円に引き上げられることについては、全部国保の場合は個人負担で、社会保険のように会社負担ではありませんので、高額所得者に応分の負担を求めるといいますけれども、所得割や応益割、資産割もですが、高過ぎるために、高額所得者とは到底言えない人まで限度額を支払っているのが現状ではないでしょうか。実質上は庶民増税です。国庫負担の抜本的な増額を求め、国保税の引き下げこそが町民の願いであります。

以上の理由から、議案第 2 号、国保条例の一部を改正する条例の専決処分事項について承認ができませんので、反対をいたします。

議長（生井和巳君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

この採決は、起立により行います。

これから議案第 2 号を採決いたします。

議案第 2 号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（生井和巳君） 起立多数です。

よって、議案第 2 号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（生井和巳君） 日程第6、議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成21年法律第93号として公布され、これによる地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されるところであります。この法律の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、第8条の2につきましては、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務において、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができることとする改正であります。

次に、第8条の3につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限において、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定するものであります。

なお、経過措置として、改正条例の施行日後に改正条例の規定による早出遅出勤務、時間外勤務の制限の請求を行おうとする職員は、施行日前に請求することができることを規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

議長(生井和巳君) 日程第7、議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、議案第3号と同様、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成21年法律第93号として公布され、これによる地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本年6月30日から施行されるところであります。この法律の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

主な改正の内容は、第2条においては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時的に任用される職員に関する規定の整理、また第2条の3においては、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を57日間とする産後パパ育休を新たに設け、第3条においては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにか

かわりなく、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後三月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができることとする改正、第10条においては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後三月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても育児短時間勤務をすることができることとする改正等であります。

なお、経過措置として、改正条例の施行日前に育児休業等計画書により申し出た再度の育児休業または育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなすことを規定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 担当はこれほどかな。総務課。では、総務課長に私のほうから勉強がてらひとつお願いしたいのですが、中段よりもちょっと下に、「第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る」」、この後なのですが、「係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」という、この子以外という子はいわばどの範囲までを指すのか、ちょっと。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 稲村信義君登壇）

総務課長（稲村信義君） 13番、大久保議員の質疑ですが、これは育児休業の承認の取り消しの事項ということでございますけれども、育児休業にかかわる子以外の子ということでございますけれども、はっきりした、今、内容的に細かいことがちょっとわからないものですから、後で調べて報告させていただきたいと思います。間違った答えを言ってしまうとちょっとまずいものですから、後で報告します。

議長（生井和巳君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第5号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

議長(生井和巳君) 日程第8、議案第5号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における地方公務員法の一部改正が平成21年11月30日公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

改正の内容は、第2条において、職員団体のための職員の行為の制限の特例として、給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、または活動することができる時間に時間外勤務代休時間を追加するものであります。

また、第1条においては、根拠法令の項の修正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の一部を改正する条例

議長（生井和巳君） 日程第9、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成21年11月26日に臨時議会で議決を見た人事院勧告に基づいた議案第1号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、改正条例中、時間外勤務代休時間に係る部分について、県条例の規定に合わせて変更するものがあります。

主な変更点は、月60時間を超える勤務時間に割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務時間を算入及び文言等の整理であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） これは全部、条例で、前のやつも4号も、条例だけを言っているの、非常にわかりにくいのだよね。何を言っているかさっぱりわからん。ということで、もうちょっとかみ砕いて、残業時間はどのこうのとか、そういうふうに説明を係の人にしてもらったほうがわかるのだけれども。条例を読んでいるだけでは、ちょっと意味がわからないのです。ですから、もう少しかみ砕いて、60時間を超えたらどうするのだということを説明してもらわないと、さっきの条例も同じ。ひとつ、もう少しわかるように説明してください、係の人は。

議長（生井和巳君） 総務課長。

（総務課長 稲村信義君登壇）

総務課長（稲村信義君） 12番、宮本議員のご質疑に答弁いたします。

確かにそのとおりでございまして、今後そういう詳細につきましても検討していきたいと、このように思います。

今回のこの議案の6号でございすけれども、正規の勤務時間があります。それを超えて勤務するのが時間外勤務ということでございまして、その時間外勤務の、1カ月60時間、時間外をやった、それ以上を超えたものについては通常の、通常、時間外手当につきましては100分の125ということでやっておりますけれども、60時間を超えたものにつきましては1時間につき100分の150にすると、午後10時から翌日の5時までは100分の175を準じた額を支給するというようなものでございます。

先ほど話しましたように、今後検討していきたいと、このように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（生井和巳君） あと質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長(生井和巳君) 日程第10、議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、平成22年10月1日より県の医療福祉費助成制度が改正されることに伴いまして、対象者について改正するものであります。

乳幼児医療福祉費の支給につきましては、現在、小学校入学前の未就学児、すなわち6歳になった最初の3月31日までを対象としておりますが、今回の改正により、対象年齢を小学校3年生まで、9歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日までとするものでございます。この改正により、小学1年生から3年生までで約700人が新たに対象となる見込みです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 平成22年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（生井和巳君） 日程第11、議案第8号 平成22年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第8号 平成22年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は第1回目の補正で、歳入歳出ともそれぞれ235万2,000円を追加し、28億5,341万6,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、繰越金235万2,000円を増額いたします。これは、前年度繰越金の中から一部充当するものであります。

続いて、歳出について申し上げます。総務費235万2,000円を増額いたします。これは

総務管理費にかかわるもので、国民健康保険税条例の一部改正によりまして、被保険者が倒産や解雇等、自己都合以外の理由で離職した場合、被保険者の負担軽減を図るための特例措置の創設に伴います課税計算システムの改修をするための委託料でございます。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（生井和巳君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成22年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成22年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

（「議長、さっきの報告。議案終了までという答弁だったけど」

と呼ぶ者あり）

議長（生井和巳君） 暫時休憩します。

（午前10時37分）

---

議長（生井和巳君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時48分）

---

議長（生井和巳君） 13番、大久保敏夫議員の質問に対して、総務課長が答えます。

総務課長。

(総務課長 稲村信義君登壇)

総務課長(稲村信義君) どうも大変失礼しました。

13番、大久保議員の先ほどの質疑の件でございます。第5条で、ここでいう子以外の子ということでございますけれども、これはここでいう子というのは育児休業を受けている子供、その子以外というのが兄弟ということです。子供が何人もいる家庭もいますので、その子という意味でございまして、1人が育児休業をとっている場合、例えばその年齢に満たない場合に、2人いる場合もあります。そうなった場合には、2人同時に育児休業がとれないというような解釈でお願いしたいと思います。

(「同時にはとれない」と呼ぶ者あり)

総務課長(稲村信義君) 同時にはとれないということです。2人同時に育児休業のほうはとれないということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

(「自分の子供の範囲内で」と呼ぶ者あり)

総務課長(稲村信義君) 自分の子供、兄弟の範囲です。だから、例えば双子とか、1歳でも年子とかいる場合もありますよね。その場合に、1人育児休業をとっている場合に、もう一人の子供に対しての育児休業はとれないということです。

(「妹の子供とか」と呼ぶ者あり)

総務課長(稲村信義君) そういう意味ではございません。あくまでも自分の実子ということですよ。

---

## 日程第12 休会の件

議長(生井和巳君) 日程第12、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす11日より14日までは休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(生井和巳君) 異議なしと認めます。

よって、あす11日より14日までは休会とすることに決定いたしました。

---

議長(生井和巳君) 次会は15日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時50分)